

素案	取りまとめ改正案 ver. 1	取りまとめ改正案 ver. 2 (知見反映)	各党派・無所属(松石委員)の意見
<p>(7) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけはならない。</p> <p>(8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。</p> <p>(9) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。</p> <p>2 議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、第7条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その職責を明らかにしなければならない。</p>	<p>(7) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わないこと。</p> <p>(8) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体等の役員に就任してはならない。</p> <p>2 議員は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>(7) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わないこと。</p> <p>【知見】 (7)の条項は維持されるべきである。(7)は、正当な政治活動の一環としての政党機関紙誌の販売活動は禁止するものではなく、議員の政治活動の自由を侵害することはない。議員には、自身の振る舞いが市民から「正当な政治活動」として見られているか、常に自問自答し、あるべき政治活動を模索することが求められている。その道しるべとして、(7)の存在意義は大きいと言わざるを得ない。正当な方法・時間・場所等で政党機関紙誌の販売がなされている限り、倫理違反として取り上げられることにはならない。</p> <p>【解説】 知見より「なお、議員が正当な政治活動として行う機関紙誌その他書籍等の販売を妨げるものではない。」とのなお書き追加も考えられると意見が出された。但し、これは例外規定や除外規定を定めるものではなく規制範囲を確認する意味を持つに過ぎないとのことであるため記述しなかった。</p> <p>(8) 議員は、市の出資法人又は市が補助金等を交付する団体(住民自治組織を除く)等の役員に就任しないよう努めなければならない。</p> <p>【知見】 議員が団体の役員に就任することで、市民から公正さを欠くと見られるところも否定出来ないため、規制を維持することが相当といえる。もっとも、団体の実態も様々であるから、形式的な基準として、補助金の金額の上限規制を設けて、対処すべきある。市民から見ると公正さを欠くと考えられる金額を超えない補助金を受けている団体であれば、就任を認めても政治倫理上問題はないといえる。</p> <p>2 議員は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>【共産党】(1)について、あえて言えば根本的な問題で当然の内容。明記する必要があるのか。削除しても良いのではと思える。(第1条、第2条でもカバーできるのではないかと)、ただし、絶対削除ということではない。</p> <p>(2) 正副委員長案で良い。</p> <p>(3) (4) それぞれ必要と思うが、ひとつにまとめてもいいのでは。</p> <p>(5) (6) (7) 正副委員長案で良い。</p> <p>(8) 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行ってはならない。(ただし政党の機関紙誌に係わるものをのぞく)</p> <p>太字下線部分を挿入</p> <p>(9) は必要ないので削除する。</p>
<p>【注釈】 市条例との均衡上、「基準」を「規準」に改める。各党派等の意見を踏まえ、第3号及び第4号については市条例の規定との均衡を図りつつ統合して第3号とする。</p> <p>素案第8号については ver. 1 では存続させ、専門的知見の活用によるアドバイスに期待することとした。</p> <p>素案第9号については、実態として団体の役員というものは多種多様であり、この規定により就任しないように強制までして守るべき「法益」なのかという問題がある。また、補助金等の交付が問題であるならば、市側の補助金等交付事務手続の公正性が確保されればよい。よって ver. 1 としては条文として削除することとしたが、何らかの規制の可能性について専門的知見の活用によるアドバイスを仰ぐこととする。</p> <p>なお、一部の市では、社会福祉法人や学校法人については、議員がその役員に就任することを自粛するよう定めているところもあるので、取り入れても良いのではないかとと思われるが、ver. 1 では見送った。</p> <p>その他表現上の技術的整備を行った。</p>			<p>【共産党】 2012/11/13</p> <p>(7) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わないこと。<u>なお、議員の政治活動を妨げるものではない。</u></p>
			<p>【解説】 住民自治組織を除外し、努力義務とした。</p> <p>【解説】 知見では金額で線引きをするという意見が出されたが、庁内調査をかけたところ金額が変動することや範囲があまりにも膨大となるため明記できなかった。</p> <p>【共産党】 2012/11/13</p> <p>(8) について、(住民自治組織を除く)の住民自治組織の定義づけはいらぬか?</p>